

事務連絡
令和6年5月9日

各〔都道府県〕
〔市町村〕衛生主管部（局） 御中
〔特別区〕

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

特例臨時接種終了に伴う新型コロナワクチンの取扱い等について（追加）

新型コロナウイルス感染症に係る特例臨時接種については、令和6年3月31日をもって終了し、特例臨時接種において使用していた新型コロナワクチンについては、「特例臨時接種終了に伴う新型コロナワクチンの取扱い等について」（令和6年3月11日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課事務連絡。以下「事務連絡」という。）において、廃棄をお願いしていたところです。

改めて下記の取扱い等についてお知らせしますので、各都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）におかれましては、本事務連絡の内容等を踏まえて、引き続き適切な対応をお願いします。

記

1. 事務連絡の取扱い等を徹底いただき、特例臨時接種において使用していた新型コロナワクチンは、令和6年4月以降、有効期限の到来前であっても使用せず、各都道府県及び市町村において適切に廃棄すること。
2. 管下の接種実施医療機関等が保管する当該ワクチンについて、適切に廃棄されるよう、必要に応じて、改めて周知等を行うこと。また、この周知等により、廃棄数に変更があった場合には、令和6年5月31日（金）までに厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課宛に報告すること。